

## 告示

### 埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂戸入西ショッピングセンター

埼玉県坂戸市につさい花みず木四丁目十六番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）坂戸入西ショッピングセンター

埼玉県坂戸市堀込百五十二番十一

（変更後）坂戸入西ショッピングセンター

埼玉県坂戸市につさい花みず木四丁目十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四

株式会社ジェイマート 代表取締役 行川和男

東京都三鷹市野崎一丁目二十一番七号

（変更後）株式会社コモディイイダ 代表取締役 岩崎吉春

東京都北区滝野川七丁目二十七番七

株式会社綿半Ｊマート 代表取締役 前澤敏明

東京都新宿区四谷一―四

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

#### 二 縦覧期間

令和元年五月二十八日から令和元年九月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年五月二十八日から令和元年九月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課